

第2回八代市立地適正化計画策定委員会

日時：令和6年6月28日（金）14時00分より

場所：八代市役所千丁支所 2階 大会議室

次 第

1. 開会あいさつ

2. 委員及び事務局の紹介

3. 報 告

（1）計画策定の体制・スケジュール

（2）序章・第1章の振り返り

4. 議 事

（1）計画素案（第2章：まちづくりの方針）

（2）計画素案（第3章：居住誘導区域）

（3）計画素案（第4章：都市機能誘導区域）

5. 事務連絡

6. 閉 会

第2回 八代市立地適正化計画策定委員会 出席者名簿

＜八代市立地適正化計画策定委員会委員＞18名

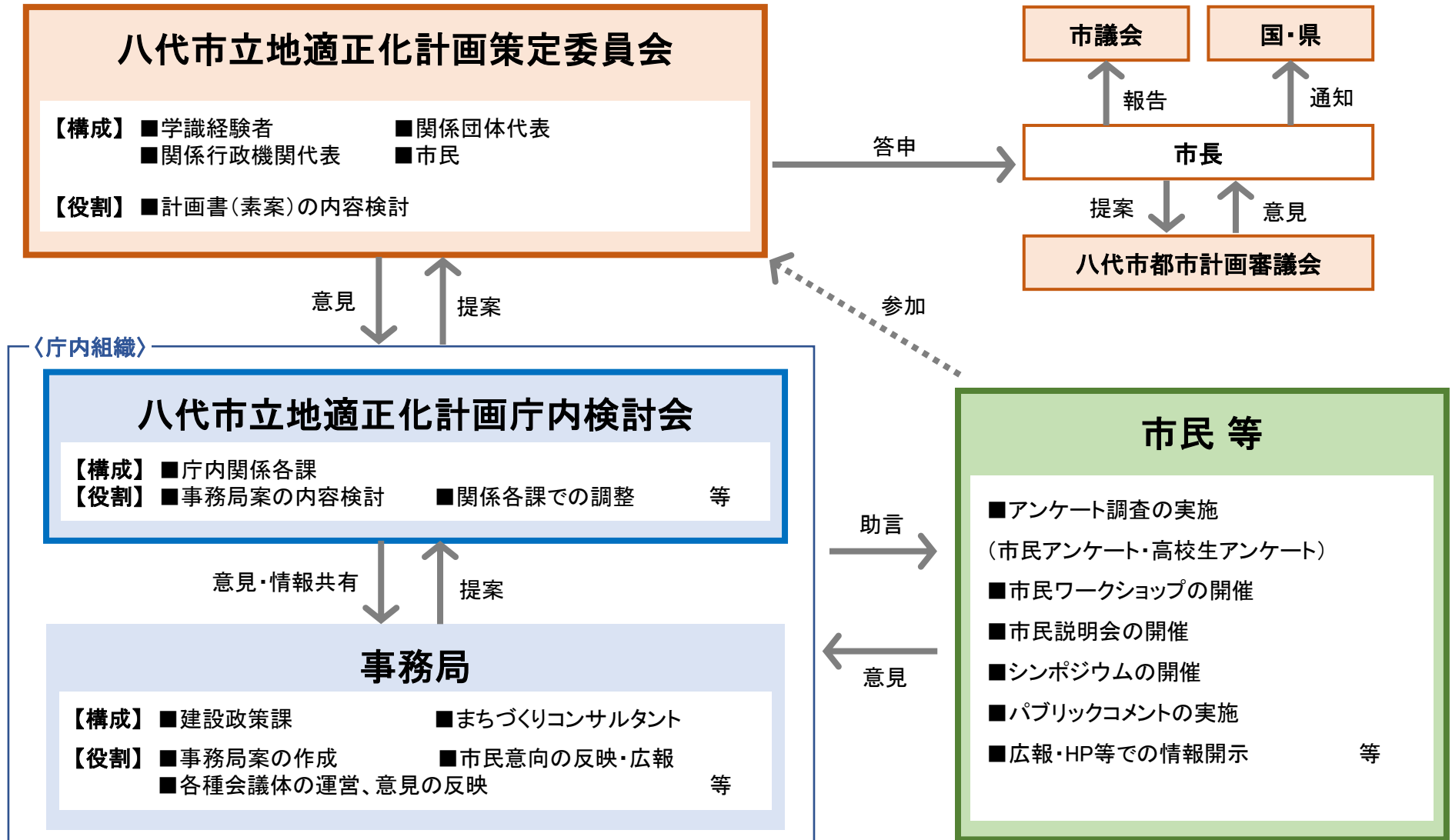
氏 名	所 属	出欠
柿本 竜治 かきもと りゅうじ	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授	出席
橋本 淳也 はしもと じゅんや	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授	出席
飯島 直己 いじま なおき	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所長	出席
岡村 郷司 おかむら さとし	熊本県 県南広域本部長	出席
上野 三郎 うえの さぶろう	八代広域行政事務組合 消防長	出席
松岡 隆志 まつおか たかし	八代商工会議所 副会頭	出席
稲本 俊一 いなもと しゅんいち	八代市商工会 事務局長	出席
大淵 正仁 おおぶち まさひと	一般社団法人 八代青年会議所 委員長	出席
吉川 昭五 よしかわ しょうご	八代経済開発同友会 副代表	出席
徳田 武治 とくだ たけはる	八代市地域協議会連絡会議 会長	出席
本田 友治 ほんだ ゆうじ	八代市農業委員会 副会長	欠席
木村 鞘子 きむら しかこ	八代市民生委員・児童委員協議会 書記	出席
白濱 浩一 しらはま ひろかず	一般社団法人 八代市医師会 事務局長	出席
氏原 耕二 うじはら こうじ	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会 地域福祉課長	出席
堺 哲郎 さかい てつろう	産交バス(株)八代営業所 係長	代理：坂田氏
村山 勝宣 むらやま かつのり	八代校長会 日奈久小学校長	代理：福田氏
寺川 久留美 てらかわ くるみ	八代市女性人材リストより	出席
氏家 美奈子 うじいえ みなこ	八代市女性人材リストより	欠席

＜八代市＞7 名

氏 名	所 属	備考
西 竜一	建設部 部長	オブザーバー
野間 卓志	建設部 次長	オブザーバー
涌田 直美	建設部 次長	オブザーバー
深川 洋光	建設政策課 課長	事務局
高田 裕樹	建設部 建設政策課 課長補佐	事務局
田中 宣行	建設部 建設政策課 主幹兼係長	事務局
小川 雅	建設部 建設政策課 主任	事務局

合計25 名

八代市立地適正化計画の策定体制



八代市立地適正化計画の策定スケジュール

年度	日時	庁内検討会	内容
令和5年度	令和6年1月15日	第1回	■立地適正化計画の基礎的な知識の共有 ■八代市の現況・課題 [序章～第1章]
令和6年度	令和6年6月28日	第2回	■まちづくりの方針・骨格構造 [第2章] ■生活拠点の検討・誘導区域設定の素案 [第3～4章]
	令和6年8月下旬	第3回	■誘導区域・誘導施設・誘導施策の設定 [第3～5章] ■用途地域外の土地利用方針 [第3～5章] ■新八代駅周辺地区におけるまちづくり [第3～5章]
	令和6年11月中旬	第4回	■防災指針の検討 [第6章] ■計画目標値・評価方法の検討 [第7章]
	令和7年2月上旬	第5回	■立地適正化計画 本編のとりまとめ

八代市立地適正化計画策定委員会要綱

(設置)

第 1 条 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 1 項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関し、幅広い観点から検討を行うため、八代市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他前号に掲げる事務に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域の各分野における関係団体の推薦する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、立地適正化計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 委員会に、所掌事務の事前調査及び立地適正化計画の内容の検討を行うため、必要に応じて庁内検討会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日から施行する。

八代市立地適正化計画策定委員会 委員名簿

氏名	団体名	備考
◎柿本 竜治 かきもと りゅうじ	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授	学識経験者
○橋本 淳也 はしもと じゅんや	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授	学識経験者
飯島 直己 いじま なおき	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所長	関係行政機関
岡村 郷司 おかむら さとし	熊本県 県南広域本部長	関係行政機関
上野 三郎 うえの さぶろう	八代広域行政事務組合 消防長	関係行政機関(防災)
松岡 隆志 まつおか たかし	八代商工会議所 副会頭	関係団体(まちづくり)
稲本 俊一 いなもと しゅんいち	八代市商工会 事務局長	関係団体(まちづくり)
大淵 正仁 おおぶち まさひと	一般社団法人 八代青年会議所 委員長	関係団体(まちづくり)
吉川 昭五 よしかわ しょうご	八代経済開発同友会 副代表	関係団体(まちづくり)
徳田 武治 とくだ たけはる	八代市地域協議会連絡会議 会長	関係団体(まちづくり)
本田 友治 ほんだ ゆうじ	八代市農業委員会 副会長	関係団体(農業)
木村 鞠子 きむら きよこ	八代市民生委員・児童委員協議会 書記	関係団体(子育て)
白濱 浩一 しらばま ひろかず	一般社団法人 八代市医師会 事務局長	関係団体(医療)
氏原 耕二 うじはら こうじ	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会 地域福祉課長	関係団体(福祉)
堺 哲郎 さかい てつろう	産交バス株式会社 八代営業所 係長	関係団体(地域公共交通)
村山 勝宣 むらやま かつのり	八代校長会 日奈久小学校長	関係団体(学校・教育)
寺川 久留美 てらかわ くるみ	八代市女性人材リストより	
氏家 美奈子 うじいえ みなこ	八代市女性人材リストより	

※◎:委員長、○副委員長

八代市立地適正化計画庁内検討会要領

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に向け全庁的かつ計画的に作業を進めるため、八代市立地適正化計画策定委員会要綱（令和5年八代市告示第145号）第6条第6項の規定に基づき、八代市立地適正化計画庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 八代市立地適正化計画策定委員会の所掌事務の事前調査に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定に係る内容の検討に関すること。
- (3) その他前2号に掲げる事務に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、建設部長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる課かいの長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、庁内検討会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内検討会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月14日から施行する。

この要領は、令和6年4月9日から施行する。

別表（第3条関係）

八代市立地適正化計画庁内検討会委員名簿

	部	課かい	備考
1	総務企画部	企画政策課	
2		地域政策課	組織再編による
3		危機管理課	
4		坂本支所 地域振興課	
5		千丁支所 地域振興課	
6		鏡支所 地域振興課	
7		東陽支所 地域振興課	
8		泉支所 地域振興課	
9	財務部	財政課	
10		財産経営課	
11	市民環境部	市民活動政策課	
12		環境課	
13	健康福祉部	健康福祉政策課	
14	経済文化交流部	商工政策課	組織再編による
15		文化振興課	
16	農林水産部	農林水産政策課	
17	建設部	建設政策課	
18		住宅課	
19	教育部	未来の学校づくり推進室	組織再編による

八代市立地適正化計画策定委員会 傍聴要領

1 傍聴手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付簿に必要な事項を記入してください。受付は先着順で行いますので、定員になり次第終了します。ただし、次に掲げる場合に該当する人は傍聴できません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 危険物又は会議の妨げとなると認められる器物を携帯している場合
- (3) その他会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 傍聴に当たっての注意事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、私語を交わすことはできません。また、拍手その他いかなる方法によっても賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議室内で、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、事前に申出があり、会長が認めた場合はその限りではありません。
- (4) 上記のほか、会議の秩序を乱し、又は議事を妨害するようなことはできません。

以上のことをお守りいただけない場合は、退席していただくことがあります。

3 その他

会議の秩序維持が困難になった場合又は緊急に公開できない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

その他ご不明な点は、事務局にお尋ねください。

〈事務局〉 建設政策課 (TEL : 0965-33-4116)